

市 民 税  
県 民 税 特別徴収事務の手引き  
森林環境税

(特別徴収についてのお問い合わせは)

しそ  
兵庫県宍粟市 市民生活部 税務課

(〒671-2593) 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL (0790) 63-3000 (代表)

(0790) 63-3124 (直通)

FAX (0790) 62-2866

## <もくじ>

○市民税・県民税・森林環境税特別徴収の指定について	1
○給与からの特別徴収及び納入について	2
○納税義務者が退職・転勤したとき	7
○退職所得の分離課税について	13
○各種様式	
・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	16
・特別徴収切替依頼書	17
・特別徴収義務者所在地・名称変更届出書	18
・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	19
・退職手当等に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書	21
・ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	22

※特別徴収に係る各種様式は、宍粟市のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

<http://www.city.shiso.lg.jp/>

# 特別徴収義務者様

兵庫県宍粟市長

市民税

県民税 特別徴収の指定について

森林環境税

平素より、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収事務につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに宍粟市税条例第45条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただきます。

つきましては、お手数ですが「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を各納税義務者に交付していただき、特別徴収義務者用はお手元に保管してください。

なお、納税義務者が退職・転勤・休職・長期欠勤等の事由により税額通知書を交付できない場合は、給与所得者異動届出書を作成し、税額決定通知書（納税義務者用）を添えて、当市あてに返送してください。

## 1. 給与からの特別徴収及び納入について

### (1) 特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者（特別徴収義務者の指定を受けた者）が毎月の給料を支払う際に、納税者個人が納めなければならない市民税、県民税及び森林環境税（以下「市県民税等」といいます。）を6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から差し引いて納入する制度です。

### (2) 特別徴収義務者指定番号について

この番号は貴事業所の指定番号です。届出書類の提出時等に記入してください。

### (3) 月割額の徴収について

特別徴収義務者の指定を受けた特別徴収義務者は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている各納税者の月割額を、6月から翌年5月まで給与の支払をする際に徴収してください。

なお、年税額が5,800円以下の者については、最初に徴収すべき月の給与からその全額を徴収してください。

### (4) 納入について

徴収された税額は、「特別徴収税額納入書」により、徴収月の翌月10日（休日及び金融機関の休業日に当たる場合は、その翌日）までに、当市の取扱金融機関等（次ページ（7）参照）に納入してください。

### (5) 特別徴収税額の変更について

納税義務者の税額に変更が生じた場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の月割額によって徴収し、納入書の金額を訂正のうえ納入してください（P.4「特別徴収税額納入要領」参照）。

### (6) 納期限までに納入がなかった場合について

納期限を過ぎても納入されないときは、納期限の翌日から延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（ただし、納期限後1か月を経

過する日までの期間は、延滞金特例基準割合に年 1.0%を加算した割合) を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。また、督促状を発送した後は督促手数料 (100 円) をあわせて納入していただくことになります。

- ・延滞金特例基準割合…各年の前年 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合 (国内銀行の短期貸出約定平均金利平均割合) に 1.0%を加算した割合

なお、督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

## (7) 特別徴収税額の納入場所

○宍粟市の指定した金融機関

・西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、みなと銀行 (兵庫県内)、淡陽信用組合並びにハリマ農業協同組合の本店又は本所及び支店又は支所

・近畿 2 府 4 県内のゆうちょ銀行の支店及び出張所並びに郵便局の営業所

※近畿 2 府 4 県外のゆうちょ銀行・郵便局へ納入を希望される事業所については、巻末の「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」を提出してください。なお、前年度までに納入機関として既に提出された郵便局へ本年度も納入される場合は必要ありません。

○宍粟市役所会計課及び各市民局

○その他の金融機関 (手数料が必要な場合があります)

○eLTAX を利用した共通納税システム

## (8) 納期の特例について

特別徴収は原則として、年 12 回毎月納入いただくことになっていますが、給与支払を受ける従業員 (=納税義務者) が常時 10 人未満の事業所 (=特別徴収義務者) に限り、6 月分から 11 月分を 12 月 10 日まで、12 月分から 5 月分を 6 月 10 日までの年 2 回に分けて納入する制度を御利用いただけます。

この制度の利用を希望される場合は、市長の承認が必要となりますので「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください (P. 5 記入例参照)。一度承認を受けると、次年度以降も継続します。

## (9) 特別徴収義務者の名称や所在地 (送付先) の変更について

事務所の移転や合併等により、名称や所在地等に変更があった場合には、速やかに「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を提出してください (P. 6 記入例参照)。

# 特別徴収税額納入要領

特別徴収は、収納を電算機により処理しますので、必ず同封の納入書で納入してください。  
 主な注意事項は次のとおりです。

- 金額に変更のない場合 ・納入金額に変更のない場合は、何も書かずにそのまま納入してください。
- 金額に変更のある場合 ・税額に変更が生じた場合は、印刷されている納入金額（1）を横線で消し、  
 下欄の「給与分」と「合計額」に金額を記入してください。  
 ・金額の前に¥マークは書かないでください。  
 ・機械で読み取りますので、ボールペン（黒）ではっきりと書いてください。  
 ・異動届はできるだけ早く提出してください。
- 一括徴収の場合 ・上記変更の要領で訂正してください。

**備考**

**数字の書き方**

- ・字と字を続けない
- ・線をつなぐ
- ・簡単な形で書く
- ・曲線は完全に結ぶ
- ・枠に触れないよう大きく書く

**※記入は、ボールペン（黒）を使用して  
 ください。**

## [訂正例]

<p>兵庫県宍粟市 個人市民税 領収書 ㊦</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名                  2 8 2 2 7 8 01110-0-960137 宍粟市会計管理者</p> <p>指定番号 納入金額(1)                  納入金額(1) <del>942,400</del></p> <p>年月分</p> <p>給与分(分を含む) <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>退職所得分                  金延滞金</p> <p>納期限 年月日 額 督促手数料</p> <p>合計額 <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>(特別徴収義務者)                  住所 領収日付印                  又は                  所在地                  氏名                  又は                  名称 <b>¥マーク書かない</b> 様 (納入者保管)</p> <p>上記のとおり領収しました。</p>	<p>兵庫県宍粟市 個人市民税 収納控 ㊦</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名                  2 8 2 2 7 8 01110-0-960137 宍粟市会計管理者</p> <p>指定番号 納入金額(1)                  納入金額(1) <del>942,400</del></p> <p>年月分</p> <p>給与分(分を含む) <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>退職所得分                  金延滞金</p> <p>納期限 年月日 額 督促手数料</p> <p>合計額 <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>※印は郵便営業において使用する欄です。(特別徴収義務者)                  住所 領収日付印                  又は                  所在地                  氏名                  又は                  名称 <b>¥マーク書かない</b> (金融機関又は郵便局保管)</p>	<p>兵庫県宍粟市 個人市民税 収納済通知書 ㊦</p> <p>市区町村コード 口座番号 加入者名                  2 8 2 2 7 8 01110-0-960137 宍粟市会計管理者</p> <p>年月分 指定番号 納入金額(1)                  納入金額(1) <del>942,400</del></p> <p>給与分(分を含む) <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。</p> <p>退職所得分                  金延滞金</p> <p>納期限 年月日 額 督促手数料</p> <p>合計額 <input type="text" value="9"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p>(特別徴収義務者)                  住所 領収日付印                  又は                  所在地                  氏名                  又は                  名称 <b>¥マーク書かない</b> 納</p> <p>納入済通知書の納入金額欄に訂正は記入しないでください。</p> <p>(総括店)西兵庫信用金庫 本店 (取りまとめ局)大阪府金事務所センター</p>
---	---	--

# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

**記入例**

令和 7 年 5 月 24 日 給 与 支 給 者 宛 宛 栗 市 長 様	(特別徴収義務者)	所在地	〒 671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6				特別徴収義務者指定番号 0001234567		※ 決 裁 令和							
		名 称	宍粟出版 株式会社 <small>法人番号を記入してください。 個人事業主の場合は記入不要です。</small>				部署	人事係	課 長							
		代表者の職氏名	代表取締役 宍粟 太郎				氏名	宍粟 花子								
		法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話
例えば6月分は、7月10日が納期限です。 なお、納期限が経過してしまつた月分は、納期の特例を適用することはできません。		2及び宍粟市税条例第46条の3に基づき、特別徴収税額の納期の特例について承認を申請し										源泉所得税を年2回にまとめて納付されている方は、「有」に丸をつけてください。				
①	納期の特例の開始年月	令和 7 年 6 月分から				源泉所得税の納期の特例の有無		有	無							
②	申請の日前6か月間の各月末ごとの給与受給者の人員及び各月ごとの支給総額 (その他の臨時雇用者を外書)	6 年 11 月	3 人 (臨時雇用 1 人)	654,300 円 ( 95,000 円)	7 年 2 月	3 人 (臨時雇用 1 人)	654,300 円 ( 95,000 円)					係 長				
		6 年 12 月	3 人 (臨時雇用 1 人)	654,300 円 ( 95,000 円)	7 年 3 月	4 人 (臨時雇用 1 人)	876,500 円 ( 95,000 円)									
		7 年 1 月	3 人 (臨時雇用 1 人)	654,300 円 ( 95,000 円)	7 年 4 月	4 人 (臨時雇用 1 人)	876,500 円 ( 95,000 円)									
③	(一) 現に市税に滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細	※左記③に該当する事実がなければ、記入していただく必要はございません。										係 員				
	(二) 申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日															
※ 処市理役欄所	承認 却下	却下の理由				滞納の有無	電算入力	整理番号	納入書発送 令和							

※ 申請書の書き方については、裏面をご覧ください

# 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

**記入例**

令和7年10月21日  宍粟市長様	給与支 (特別徴収義務者)	所在地	兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6						指定番号	0001234567						
		名称	宍粟出版 株式会社						担当者	係	総務課 人事係					
		代表者の氏名	代表取締役 宍粟 太郎							氏名	宍粟 花子					
		法人番号	0	1	2	3	4	5		6	7	8	9	0	1	2

変更年月日に提出される場合  
 →変更前の内容で記入してください。  
 変更日後に提出の場合  
 →変更後の内容で記入してください。

法人番号を記入してください。  
 個人事業主の場合は、記入不要です。

変更年月日 令和7年10月15日

事項	変更前	変更後
フリガナ	ヒョウコケンシヨウシイノミヤチヨウヅミ1347バンチ3	ヒョウコケンシヨウシヤマサキチヨウナカヒロセ133バンチ6
所在地 (住所)	〒671-4192 兵庫県宍粟市一宮町安積1347番地3	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
フリガナ		
方書 (ビル名等)		
フリガナ	シヨウショウジ カブシカイシャ	シヨウショウパン カブシカイシャ
名称	宍粟商事 株式会社	宍粟出版 株式会社
電話	0790-63-3000	0790-63-3124
備考 (変更理由等)	事業所の合併に伴い、名称、所在地および電話番号が変更となったため。	

変更のある部分だけ  
 記入してください。

- ◎所在地・方書・名称には、誤読をさけるためフリガナを振ってください。
- ◎宍粟市内に事務所・事業所のある法人は、法人市民税に係る異動届出書を別途ご提出ください。
- ◎人格の変更（個人→法人、法人→個人、個人事業主の変更）は、給与所得者異動届出書の転勤の例により特別徴収義務者の変更を行ってください。

## 2. 納税義務者が退職・転勤したとき

給与所得者に退職・転勤等の異動が生じた場合には、下記のとおり「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。

### (1) 退職・休職等により特別徴収できない場合

納税義務者が途中退職、休職、長期欠勤、死亡等により給与支払いを受けられなくなった場合は、必ず異動事由の発生した月の翌月 10 日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。提出がないと、その分が滞納となり、特別徴収義務者や納税義務者に不利益となる場合がありますので、特に注意してください (P. 9 記入例参照)。

### (2) 退職者の未徴収税額を一括徴収する場合

次の①又は②に該当するときは、納税義務者の退職時に支払われる給与又は退職手当等から、特別徴収税額のうち未徴収税額を一度に特別徴収義務者において徴収(一括徴収)し、ほかの給与所得者に係る特別徴収税額とあわせて納入いただくとともに、異動事由の発生した月の翌月 10 日までに、異動届出書を提出してください (P. 10 記入例参照)。

- ① 退職の日が6月1日から12月31日までの間で、納税義務者から申し出があり、かつ未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合。
- ② 退職の日が翌年の1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合 (この場合、納税義務者の申し出がなくても必ず一括徴収してください。)

※ 一括徴収の制度は、給与所得者の方が退職されたときの納税の便宜を考えて設けられたものです(翌年の1月1日以前の退職であっても、11月以降に退職等の届出をいただいた場合は、その退職者が残りの未徴収税額を1回で納入しなければなりません)。制度の趣旨を十分御理解のうえ、積極的に御協力をお願いします。また、一括徴収されない場合は、後日未徴収税額を個人で納めていただくことになる旨、御説明願います。

### (3) 転勤等により新しい勤務先で特別徴収する場合

納税義務者が、転勤先又は退職後の新勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず転勤先等の担当者と連絡をとり、異動届出書に転勤先等の特別徴収義務者(新しい給与の支払者)の名称、所在地、電話番号等を記入して、異動事由の発生した月の翌月 10 日までに提出してください (P. 11 記入例参照)。

#### (4) 外国人等の納税義務者が帰国される場合

市県民税等を特別徴収により納めていただいている外国人の方等が、帰国（出国）に伴い退職される場合も、未徴収の税額があればそれを納めていただかなければなりません、一度国外へ転出されますと、その後の納税が滞るなど様々な問題が生じる場合があります。

そのため、該当する方がありましたら、退職される際に未徴収税額を一括徴収していただきますようお願いいたします。一括徴収しない場合は、納税管理人の選定が必要になります。

また翌年の1月1日（賦課期日）から翌年度分の市県民税等の納税通知書が届く6月上旬頃までの間に退職し、帰国（出国）される従業員は、前年の所得金額に応じて翌年度分の市県民税等の納付義務が発生します。その場合は、退職時に市県民税等を一括徴収していただいても納税管理人を選定して、翌年度の市県民税等も納付していただく必要があります。納税管理人を選定いただく際に、事前に翌年度の市県民税等がいくらになるか知りたい時は、前年の給与支払報告書を基に税務課で試算いたします。

※納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受領、納税、還付金の受領等）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

#### (5) 特別徴収する方を追加する場合

普通徴収（個人納付）で市県民税等を納付されている方が中途入社等された場合、特別徴収に切り替えることができます。その際には、対象者の年税額及び納付済税額を確認のうえ、「特別徴収切替依頼書」に必要事項を記入いただき、提出してください（P.12 記入例参照）。

※普通徴収の納期限を過ぎた分は、特別徴収に切り替えることはできません。

※前年中に給与所得を有しない方も、特別徴収に切り替えることはできません。





- 1 本書は、特別徴収された給与に、特別徴収された給与を差し引いた額を記載し、提出してください。
- 2 給与が、特別徴収された給与に、特別徴収された給与を差し引いた額を記載し、提出してください。
- 3 給与が、特別徴収された給与に、特別徴収された給与を差し引いた額を記載し、提出してください。
- 4 給与が、特別徴収された給与に、特別徴収された給与を差し引いた額を記載し、提出してください。

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届 **記入例③: 転勤等により新しい勤務先で特別徴収する場合**

〒	671-2593	所在地	兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
給(特別)徴収	担当者	氏名	人事係 宍粟 花子
〒	671-2593	電話番号	0790-63-3124
〒	671-2593	内線	156
特別徴収指定番号	年度	特別徴収番号	年度
0001234567		00123	

法人番号を記載してください。  
個人事業主の方は、個人番号を右詰めで記入してください。

フリガナ	シノウ タロウ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	宍粟 太郎	姓	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	例) 11月10日納期限分の場合→10月分	令和 7 年 12 月 15 日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	元号 3 年 1 月 3 日	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	6 月分	2 月分	1 月分	1	番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入 1
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		175,400 円	117,000 円	58,400 円			① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
住所	1月1日現在 宍粟市山崎町今宿5番地15							

転勤前の事業所での徴収済分を記入してください。

転勤等の日を記入してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

〒	671-4131	特別徴収指定番号	氏名	担当者	新しい勤務先
〒	671-4131	0002345678	一宮 次郎	0790-72-1000	月割額 14,600 円 を 2 月分
フリガナ	イチノミヤショウジ カブシキガイシャ	法人番号			(翌月10日納期) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
名称	一宮商事 株式会社	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

転勤先事業所の所在地・名称を記入してください。

転勤先事業所へ連絡した月割額と開始月を記入してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

左記の一括 ( ) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入  
異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。  
1. 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため。  
2. 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。  
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

特別徴収指定番号および宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

# 特別徴収切替依頼書

**記入例**

宍粟市長 様 令和 7 年 10 月 21 日提出	給与支払者	(特別徴収義務者)	所在地 〒 671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6	指定番号 0001234567 / 新規
		名称 宍粟出版 株式会社	担当 総務課 人事係	新規の場合 納入書 ( 要 ・ 不要 )
		代表者の職氏名 代表取締役 宍粟 太郎	担当 宍粟 花子	
		法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	電話 0790-63-3124	

氏名 山崎 一郎	特別徴収義務者指定番号を記入してください。新規の場合は、新規に○をつけてください。指定番号がわからない場合は、空欄のまま提出いただいて構いません。	宍粟市に居住している従業員を初めて特別徴収に切り替えられる場合、特別徴収税額の納入に納入書を使用されるか否かをお知らせください。
受給者番号 (社員番号等) 00123	① 法人番号を記入してください。個人事業主の場合は記入不要です。	特別徴収税額通知書の各従業員様箇所に記載される番号となります。社員番号等で従業員様を管理されている場合等、必要があれば記入してください。
住所 宍粟市山崎町今宿 5 番地15		
生年月日 平成 2 年 4 月 2 日生		年 月 日生
異動理由 ① 新規採用したため ② 本人から特別徴収への希望があったため ③ その他 ( )		1. 新規採用したため 2. 本人から特別徴収への希望があったため
異動日 令和 7 年 10 月 1 日		新しく特別徴収に切り替える従業員の方に、普通徴収で何期まで納付済みかを確認し、記入してください。
普通徴収分 ① ・ ② ・ 3 期分を納付済		1 ・ 2 ・ 3 期分を納付済
特別徴収開始月 令和 7 年 11 月分より徴収		令和 年 月分より徴収

- ※ 重複納付を避けるため、普通徴収分を何期分まで納付したかを確認してください。未納分かつ納期限が過ぎていない分を特別徴収に切り替えることができます。
- ※ 普通徴収の納期限を過ぎた分は、特別徴収に切替することができません。(納期限1期：6月末日、2期：8月末日、3期：10月末日、4期：12月25日)
- ※ 前年中に給与所得を有しない場合は、特別徴収に切替することができません。
- ※ 本依頼書受付後、速やかに税額の決定 (変更) 通知書を送付します。給与計算締日の都合で、早めに税額をお知りになりたい場合は、通知書発送前に税額を連絡することも可能ですのでお問い合わせください。

### 3. 退職所得の分離課税について

退職者に退職手当等を支払う場合は、所得税の源泉徴収と同様に市民税・県民税の所得割額を計算し、退職手当等の金額からその税額を差し引いて、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村に納入してください。

#### (1) 退職所得の計算

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (※) (1,000円未満切捨て)}$$

※勤続年数5年以下の役員等は、 $\times 1/2$ の適用がありません。

※勤続年数5年以下の役員等以外は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合、

$$\text{退職所得の金額} = 150 \text{万円} + \text{退職手当等の支払金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額}) \text{ となります。}$$

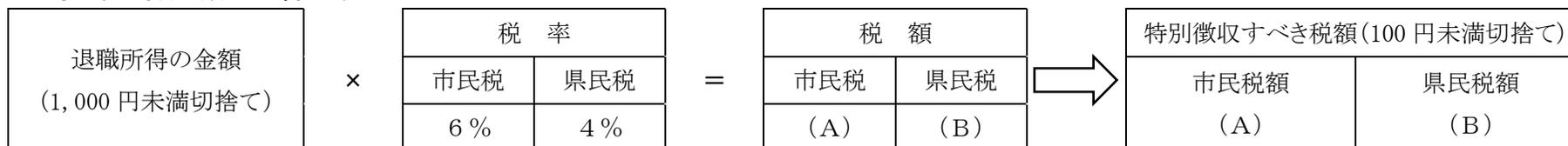
#### (2) 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

#### (3) 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率〔市民税6%、県民税4%〕を適用して計算します。

#### <参考> 特別徴収計算の流れ



#### (4) 納入手続き

納入書の作成に当たっては、必ず納入金額(2)の「退職所得分」欄に納入税額を記載するほか、裏面の納入申告書に所要事項を記載するとともに、徴収した金額を翌月10日までに納入してください(下図参照)。

また、分離課税に係る所得割に対する課税事務を的確に行うため、「退職手当等に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書」の提出をお願いします(P.15 記入例参照)。

個人市民税 個人県民税		納入申告書		(退職所得用)		
宍粟市長様		令和7年1月8日提出				
退職者住所	宍粟市山崎町今宿5番地15					
退職者氏名	宍粟 太郎	令和7年1月分	人員	1人		
勤続年数	17年	退職区分	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員			
退職手当等支払金額		十	千	百	十	
			8	2	1	
					5	
					5	
					2	
					3	
特別徴収税額	市民税			4	2	
	県民税			2	8	
					0	
					0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。						
特別徴収義務者	住所(原所) 又は所在地 氏名 又は名称	宍粟市山崎町中広瀬133番地6 株式会社 宍粟出版				(受付印)
	法人番号 又は個人番号					

# 退職手当等に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書

記入例

令和 8 年 1 月 8 日  宍粟市長 様	徴収年月	納入年月	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	〒 671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地 6	特別徴収義務者指定番号				
	令和 7 年 12 月分	令和 8 年 1 月分		名称	株式会社 宍粟出版	担 当 者	係	総務係		
	納入税額	人員		代表者の職氏名	代表取締役 宍粟 太郎		氏名	宍粟 花子		
	1,642,700 円	4 人		法人番号又は個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		電話	0790-63-3000		
退職手当等の支払いを受けた者の住所・氏名		勤続期間 勤続年数	退職の区分	退職手当等の支払額		徴収された税額				
						市民税	県民税	合計		
住所	宍粟市山崎町今宿 5 番地15		自 平成21 年 7 月 10 日 至 令和 7 年 12 月 20 日	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員	法人番号を記入してください。 個人事業主の方は、個人番号を右詰めで記入してください。					
氏名	山崎 太郎		17 年	役職名:			8,215,523 円	42,400 円	28,200 円	70,600 円
住所	宍粟市一宮町安積1347番地 3		自 平成13 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 12 月 31 日	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員	退職の区分に応じて、チェックボックスにチェックをお願いします。					
氏名	一宮 一郎		25 年	役職名:			14,223,632 円	81,600 円	54,400 円	136,000 円
住所	宍粟市波賀町上野257番地		自 平成 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 12 月 5 日	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員						
氏名	波賀 二郎		31 年	役職名:	18,663,589 円	58,800 円	39,200 円	98,000 円		
住所	宍粟市千種町千草168番地		自 令和 4 年 12 月 1 日 至 令和 7 年 11 月 30 日	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 特定役員	役員であった方については、 役職名を記入してください。					
氏名	千種 三郎		3 年	役職名: 理事			14,582,600 円	802,900 円	535,200 円	1,338,100 円
住所			自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員						
氏名			年	役職名:	円	円	円	円		

給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収



市町村長 令和 年 月 日 提出

給(特別徴収支義務者) 所在地 名称 個人番号又は法人番号

整理番号 担当者 課係 氏名 電話番号 内線 特別徴収指定番号

フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 特別徴収税額(年税額) (ア) (イ) (ウ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (1及2に当てはまらない場合に記入してください。)

市町村処理欄 Table with columns A-F and rows for processing details.

1 本書は、特別徴収の(個人)の市町村長に提出する。提出期限は、該当の(住民税)を給与と差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した(従業員)等の住所変更のみの場合は、異動(退職)・転勤等)も提出しな... 2 機械読み取りを行う場合があります。訂正する場合は二重線と抹消してください。 3 給与を支給しなくなった場合、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)も提出しな... 4 給与所得者が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号および宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



# 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日  宍粟市長様	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地											指定番号			
			名称											担 当 者	係		
			代表者の 職氏名												氏名		
			法人番号														

		変 更 日 年 月 日		令 和													
事 項	変	更	前	変	更	後											
フリガナ																	
所 在 地 (住所)	〒											〒					
フリガナ																	
方 書 (ビル名等)																	
フリガナ																	
名 称																	
電 話																	
備 考 (変更理由等)																	

- ◎所在地・方書・名称には、誤読をさけるためフリガナを振ってください。
- ◎宍粟市内に事務所・事業所のある法人は、法人市民税に係る異動届出書を別途ご提出ください。
- ◎人格の変更（個人→法人、法人→個人、個人事業主の変更）は、給与所得者異動届出書の転勤の例により特別徴収義務者の変更を行ってください。

# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日  宍粟市長 様	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号				※ 決 裁	
			名 称											連 絡 先	部署				令和
			代表者の 職 氏 名												氏名				課 長
			法人番号																電話
地方税法第321条の5の2及び宍粟市税条例第46条の3に基づき、特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。																	副 課 長		
①	納期の特例の開始年月		令和 年 月 分	源泉所得税の納期の特例の有無	有	無													
②	申請の日前6か月間の各月末ごとの給与受給者の人員及び各月ごとの支給総額 (その他の臨時雇用者を外書)		年 月	人 円	年 月	人 円											係 長		
			(臨時雇用 人)	( 円)	(臨時雇用 人)	( 円)													
			年 月	人 円	年 月	人 円													
			(臨時雇用 人)	( 円)	(臨時雇用 人)	( 円)													
③	(一) 現に市税に滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細  (二) 申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合にはその年月日		年 月	人 円	年 月	人 円											係 員		
			(臨時雇用 人)	( 円)	(臨時雇用 人)	( 円)													
※ 処市 理役 欄所	承 認 却 下	却下の理由				滞納の有無	電算入力	整理番号	納入書発送										
								令和											

※ 申請書の書き方については、P20をご覧ください

# 申請についての注意事項

## 1 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (2) (1) に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合は、次に掲げる区分によりそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。  
6月から11月までの給与に係る特別徴収税額  
12月10日まで  
12月から翌年5月までの給与に係る特別徴収税額  
翌年6月10日まで
- (4) 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### <注 意>

市税の滞納や著しい納付納入遅延がある者については、この特例の承認を受けることができません。又、この特例の承認を受けましても、滞納したり、納付納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることとなりますから、そのようなことがないように注意してください。

## 2 申請書の書き方

- (1) 「特別徴収義務者番号」欄には当初特別徴収義務者として指定した番号を記入してください。
- (2) 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記入してください。
- (3) ①欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- (4) ②欄には、申請の日前6か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、その人数を「人員」欄の、その支払い金額を「金額」欄のそれぞれの括弧の中に外書で書いてください。
- (5) ③欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

## 退職手当等に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書

令和 年 月 日		徴収年月		納入年月		給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地		〒										特別徴収義務者指定番号		
		令和 年 月分		令和 年 月分			名称												担 当 者	係	
宍粟市長様		納入税額		人員			代表者の職氏名		氏名		電話										
		円		人			法人番号														
退職手当等の支払いを受けた者の住所・氏名				勤続期間 勤続年数		退職の区分		退職手当等の支払額		徴収された税額											
住所		自 年 月 日		至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員		円		市民税		県民税		合計							
氏名		年		役職名:		円		円		円		円									
住所		自 年 月 日		至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員		円		市民税		県民税		合計							
氏名		年		役職名:		円		円		円		円									
住所		自 年 月 日		至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員		円		市民税		県民税		合計							
氏名		年		役職名:		円		円		円		円									
住所		自 年 月 日		至 年 月 日		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 特定役員		円		市民税		県民税		合計							
氏名		年		役職名:		円		円		円		円									

## 〈お願い〉

この指定通知書は、ゆうちょ銀行・郵便局をとおして納入される場合、あなたの納入に便利なゆうちょ銀行・郵便局名を㉠・㉡ともに記入し、㉠の用紙をそのゆうちょ銀行・郵便局へ第1回目の払込み時に必ず提出してください。

㉡

㉢

## 指 定 通 知 書

市  
郡 町

株式会社ゆうちょ銀行支店 ・ 出張所長

郵便局株式会社 営業所長 様

上記ゆうちょ銀行・郵便局を、宍粟市の市民税・  
県民税・森林環境税特別徴収の納入取扱局に指定し  
ましたから、同封の納入通知書により納入してくだ  
さい。

令和 年 月 日

兵庫県宍粟市長

(この用紙㉢は控ですから保存してください)

㉠

## 指 定 通 知 書

貴行・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定  
により宍粟市の市民税・県民税・森林環境税（特  
別徴収税額）の取扱局に指定しましたので通知します。

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 1 承認番号    | 財大振第85号        |
| 2 口座番号    | 01110-0-960137 |
| 3 加入者の名称  | 宍粟市会計管理者       |
| 4 取りまとめ局名 | 大阪貯金事務センター     |

株式会社ゆうちょ銀行支店 ・ 出張所長  
郵便局株式会社 営業所長 様

令和 年 月 日

兵庫県宍粟市長  
(公印省略)

キ  
リ  
ト  
リ  
線